



福祉・人権

市障害者地域自立支援協議会  
全体会の傍聴を

時12月19日(木)、午後2時～4時30分、  
所福祉文化会館302、定先着10人、備  
手話・点字等が必要な人は事前連絡  
要、甲12月6日、午後5時までに、電  
話またはファックス(氏名・住所・電  
話番号を記入)で、障害福祉課 ☎620・  
1636、FAX 627・1692

福祉タクシー料金を助成

【対次のいずれかに該当し、施設等(有  
料老人ホーム・サービス付高齢者住宅  
除く)に入所していない人、①おおむ  
ね65歳以上で、要介護1～5の市民税  
非課税または生活保護受給者、②身体  
障害者手帳の交付を受けた下肢・体  
幹・視覚・内部障害のいずれかの1・  
2級該当者、療育手帳A所持者、また  
は精神障害者保健福祉手帳1級所持  
者(所得制限あり)、丙1回の乗車に  
つき上限500円が助成されるタクシー  
利用券を1か月当たり4枚、申請月  
から当該年度分を一括交付、備①②  
両方の助成は不可、甲①長寿介護課  
☎620・1637、②障害福祉課 ☎620・  
1636

介護マークのご活用を

このマークは、介護する人が介護中

であることを周囲に理解してもらった  
ためのものです。認知症等の人の介護の  
ため、公共のトイレ・診察に付き添う  
ときや、男性介護者が女性用下着を購  
入するとき、周囲から誤解や偏見を  
持たれないよう、また地域における支  
え合いを促進す  
るために作成さ  
れました。市HP  
から印刷してご  
活用ください。固  
長寿介護課 ☎620・  
1639



介護保険料の滞納にご注意を

災害等の特別な事情がある場合を除  
き、介護保険料を1年以上滞納すると  
介護サービスの利用料がいったん全額  
利用者負担となり、2年以上滞納する  
と利用者負担が1割から3割に増える  
などの給付制限があります。納め忘  
れに注意しましょう。固長寿介護課 ☎  
620・1639

歳末たすけあい募金にご協力を

12月1日から、同募金の受付を行  
います。この募金は、児童福祉施設の児童  
等への支援や地区の歳末福祉活動への  
助成金として配分します。ご理解とご  
協力をお願いします。

甲12月1日～27日に、口座振替ま  
たは直接、市社会福祉協議会 ☎627・  
0033(平日)

12月10日～16日は  
北朝鮮人権侵害問題啓発週間

拉致問題をはじめとする北朝鮮当局  
による人権侵害問題への関心と認識を  
深めましょう。固人権・男女共生課 ☎  
622・6613



健康保険・年金

保険料の納め忘れはありませんか

国民年金保険料を滞納すると、万  
のときの障害・遺族基礎年金、さら  
には老後の老齢基礎年金を受給できな  
くなる場合があります。納め忘れがあ  
る人は、早急に納めてください。納  
付書を紛失した人や未納月分の確認  
は、基礎年金番号を確かめてからお  
問い合わせください。なお、経済的  
な理由で保険料の納付が困難な場合  
は、申請により免除・猶与される制度  
があります。固吹田年金事務所 ☎06・  
6821・2401

障害年金相談のご利用を

社会保険労務士による障害基礎年金  
専門の予約相談を実施しています。窓  
口での待ち時間なく相談できますの  
で、ぜひご利用ください。

時12月9日(月)・18日(火)・26日(木)、午前  
9時10分～正午・午後1時10分～4時、  
所保険年金課、定各先着6人、丙障害



12月3日～9日は障害者週間



同週間は、障害者福祉への理解と認識を深め、障害者が社会活動等に  
積極的に参加する意欲を高めるために定められています。

—関連イベント—

ハートフル・アールブリュット展 固12/3(火)～14(土)、9:00～17:00(14日は  
15:00まで)、丙アールブリュット(何物にもとられない芸術)作家の作品  
ハートフル作品展 固12/7(土)～14(土)、9:00～17:00(14日は15:00  
まで)、丙手芸・絵画・陶芸等  
(共通事項) 所障害福祉センター1階ロビー、備日・月曜日休み、固同セ  
ンター ☎620・9818

年金相談のご利用を

基礎年金受給手続に関する相談(障害  
厚生年金除く)、固年金手帳、基礎年  
金番号通知書、厚生年金被保険者証、  
年金証書、医療機関受診等に関するメ  
モ等(本人以外の場合は委任状)、固  
同課(年金) ☎620・1632

年金記録や受給に関する相談は、吹  
田年金事務所相談員による出張年金相  
談をご利用ください。

時12月10日(火)、午前10時～正午・午後

1時～4時、1人15分程度、**所**保険年金課、**定**先着15人、**内**国民年金、厚生年金等、**持**年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、職歴メモ等（本人以外の場合は委任状）、**申**12月2日、午前9時から、電話で同課（年金） ☎620・1632

### 年金生活者支援給付金制度

同給付金は、消費税等の増税による影響緩和と、公的年金等の収入や所得が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。今年4月1日時点で、支給要件を満たしている人には、9月頃に日本年金機構から申請手続きに必要なハガキが送付されていますので、まだ返信していない人は、早急に返信してください。来年1月以降に申請した人は、申請月の翌月分からの支給になりますのでご注意ください。

**備**問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。**問**給付金専用ナビダイヤル ☎0570・05・4092、IP電話は ☎03・5539・2216

## 税金

市税の納付は、**便利・安全・確実な口座振替のご利用を**

新規に口座振替を希望する人は、取扱

金融機関または収納課窓口で申込手続きをしてください。来年度第1期分または全期分から希望する人は、今年度内をめどに申込手続きをしてください。

**対**市・府民税（普通徴収）、固定資産税（償却資産含む）・都市計画税、軽自動車税、**持**預（貯）金通帳、通帳届出印鑑、市税納税通知書または領収証書、**備**申込用紙は市内金融機関または同課窓口を設置（市外の金融機関を利用する場合は、電話で同課から取り寄せ可）、**問**取扱金融機関または収納課 ☎620・1616

### 一定要件の住宅改修に伴い固定資産税を減額

一定要件の住宅改修をした場合、申告により翌年度分の固定資産税が減額されます（該当家屋分のみ、都市計画税には適用せず）。必要書類等詳細はお問い合わせください。

**【住宅熱損失防止（省エネ）改修】対**平成20年1月1日以前から所在する床面積50～280㎡の住宅（賃貸住宅除く）で、自己負担額が50万円超の改修工事、**内**外気等と接する、窓の改修（必須）、床、天井、壁の断熱改修工事で、それぞれ現行の省エネ基準に新たに適合する工事、**¥**120㎡相当部分までの3分の1（長期優良住宅の認定を受けた場合は3分の2）を減額、**【高齢者等居住改修（バリアフリー改修）】対**新築後10年以上経過し、①65歳以上、②介護

保険法の要介護・要支援認定を受けている人、③障害者認定を受けている人のいずれかに該当する人が居住する床面積50～280㎡の住宅（賃貸住宅除く）で、自己負担額が50万円超の改修工事、**内**廊下の拡幅、階段の勾配緩和、浴室・便所の改良、手すりの取り付け、床の段差解消、引戸への取り替え、床面の滑り止め化等、**¥**100㎡相当部分までの3分の1を減額、**【住宅耐震改修】**

**対**昭和57年1月1日以前から所在する住宅（店舗・事務所・倉庫・工場は非該当）で、工事費用50万円超の現行耐震基準に適合する耐震改修、**¥**120㎡相当部分までの2分の1（長期優良住宅の認定を受けた場合は3分の2）を減額、**（以下共通）****【**工事を完了後3か月以内に、資産税課 ☎620・1615

### 今年分の確定申告会場の開設期間にご注意を

茨木税務署の申告書作成会場の開設期間は、来年2月17日～3月16日です。2月14日以前は開設していませんのでご注意ください（還付申告書は、2月16日以前も提出可）。申告相談の受付は、午前9時～午後4時、混雑している場合は早めに締め切ることがあります。ID・パスワード方式でスマホ・タブレットからもe-Taxで申告できます。ぜひご利用ください（税務署で事前登録要）。**問**同税務署 ☎623・1131

## 夜間・休日窓口を開設 ～市税・清掃手数料、国民健康保険料～

市税・清掃手数料、国民健康保険料を納めていない人は、至急、最寄りの金融機関で納めてください。また、平日に銀行へ行くことができない人や納税相談がある人のために、夜間・休日窓口を開設しますのでご利用ください。

**【夜間】**12月9日(月)・19日(木)・20日(金)・23日(月)～25日(水)、午後8時まで、**【休日】**21日(土)・22日(日)、午前9時～午後5時、**所**①市税・清掃手数料＝市役所本館2階13番窓口、②国民健康保険料＝市役所本館1階7番窓口、**備**夜間・休日（午前中除く）は、本館東玄関横の地下通用口から入り、守衛室に声をかけてください。**問**①収納課 ☎620・1616、②保険年金課（徴収） ☎620・1631



本館東玄関横

### 農耕作業用自動車・小型特殊自動車の所有者は申告を

乗用装置のあるトラクタ、コンバイン、田植機等の農耕作業用自動車や、

フォークリフト、シヨベルローダ等の小型特殊自動車は軽自動車税が課税されます。これらは、公道走行の有無に関わらず登録が必要ですので、必ず申告してください。対象等詳細はお問い合わせください。**【申】**印鑑、業者発行の販売証明書、届出者の本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)を直接、市民税課窓口 ☎620・1614

**税込確保重点月間**

府では、12月を税込確保重点月間と定め、納期内に納税した人との税の公平性を確保するため、府内市町村と連携し、滞納者に対する徹底した催告や財産の差押え等を行います。**【問】**三島府税事務所 ☎627・1121

**今月の納付(来年1月6日)まで**

- 固定資産税(償却資産含む)・都市計画税第4期分
  - 介護保険料普通徴収第9期分
  - 国民健康保険料普通徴収第7期分
  - 後期高齢者医療保険料普通徴収第6期分
- 忘れずに納めてください。



**教育・子ども**

**教育委員会定例会の傍聴を**

**【時】**12月19日(木)、午後4時から、**【所】**市役

所南館6階会議室、**【備】**定員、内容等詳細はお問い合わせください。一部非公開の場合あり、**【問】**教育政策課 ☎620・1680

**【こ】ども育成支援会議の傍聴を** **【保】**

**【時】**12月23日(月)、午後6時から、**【所】**福祉文化会館303、**【定】**先着20人(当日空きがあれば傍聴可)、**【内】**市次世代育成支援行動計画(第4期)素案ほか、**【備】**一時保育は12月6日までに要申込、**【申】**12月2日、午前9時から、電話または直接、**【こ】**ども政策課窓口 ☎620・1625

**来年度学童保育室入室一斉受付**

**【対】**次の全てに該当する児童、①市内在住、②就労等により、保護者が授業の終了後から午後5時ごろまで児童を監視できない状態が月間15日以上かつ3か月以上継続、③小学1〜3年生(3年生から継続して入室している支援学級または特別支援学校に在籍する児童は6年生まで)、④市立小学校または府立特別支援学校(保護者による送迎要)に在籍、**【備】**一斉受付期間内の申請を優先、忍頂寺・清溪小学校の児童は山手台学童保育室を利用、**【申】**申請書類**【配付場所】**各市立小学校(忍頂寺・清溪小学校除く)の学童保育室(日曜日・祝日除く午後1時〜6時、土曜日は午前8時15分〜午後5時)、学童保育課、市内の市立・私立保育所(園)、認定こども園、市HPからダウンロード可、



**環境**

**小型家電のリサイクルにご協力を**

小型家電は次の方法で廃棄してください。**【リ】**ネットジャパン(株)の**宅配回収**400品目以上が対象(パソコン本体を含む場合は無料)です。詳細はHP (<http://www.renet.jp/>)をご覧ください。**【拠】**点回収(生涯学習センター、中条・庄栄・水尾図書館、福井・沢池多世代交流センター、市役所本館地下1階に設置の専用回収ボックスの投入口(35cm×20cm)に入る家電品全般が対象です。**【以】**下**【共】**通)**【備】**個人情報が含まれる製品は事前に削除、家電リサイクル法対象品目(テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫)と事業所から排出されるものは不可、前記の回収の利用が難しい場合は、従来どおり市の普通ごみまたは粗大ごみの収集を利用(パソコンは不可)、**【問】**資源循環課 ☎620・1814

**業務用冷蔵・冷凍機や業務用エアコンの点検を**

業務用冷蔵・冷凍機や業務用エアコンは、3か月に1回以上の目視点検(簡易点検)、大型機器は専門業者による点検(定期点検)等が必要です。詳細はお問い合わせください。**【問】**府産業廃棄物指導課 ☎06・6210・9570

**みんなで良好な生活環境を守りましょう**



**【問】**市民生活相談課 ☎620・1603、資源循環課 ☎620・1814



まちづくり

都市計画変更の説明会を開催

時 ①12月8日(日)、午前10時から、②9日(月)、午後7時から、所 ①山手台コミュニティセンター、②市役所南館10階大会議室、対市民、内 彩都東部地区周辺の都市計画変更等、問 都市政策課 620・1660

都市計画についての公聴会

時 ①来年1月15日(水)・②20日(月)、午後2時から、所 府庁別館7階都市計画室分室(大阪市中央区大手前三丁目2-12)、内 ①彩都東部地区周辺の都市計画道路・都市高速鉄道の変更、②北部大阪都市計画区域の整備、開発・保全の方針の変更、備 傍聴のみ可(要申込)、申 ①12月10日・24日・②11日・25日(必着)に、公述申出書(都市政策課・府計画推進課に設置、府HPからダウンロード可)を、郵送または直接、〒540-8570 府計画推進課 ① 06・6944・9274、② 06・6944・6776

安威川ダム周辺整備パートナー事業者を募集

本市北部地域活性化のハブ拠点や、大阪の新たな観光レクリエーション拠点にもなるダム周辺整備のパートナー事業者を募集します。公募型提案による審査を行い、事業者を決定する予定です。詳細は市HPをご覧ください(下図読み取り)。問 北部整備推進課 620・1609

悪質業者にご注意ください 市から称し、検査や修繕等を口実に家庭を訪問し、宅内の下水道や下水ますの清掃・修理、浄水器の販売、水質検査、水道管洗浄等を行い、高額な代金を請求するといった、悪質な業者による被害が多発しています。市では、訪問販売・修繕等は行っていません。不審に思った場合はご相談ください。問 下水道施設課 620・1667、水道部総務課 620・1690



歳末消防特別警戒を実施

12月13日～31日に、消防本部(署)と消防団が消防車両による巡回等を行う、歳末消防特別警戒を実施します。あわただしい年の瀬を迎え、火を使う機会が多くなりますが、忙しいときこそ「火の用心」を心がけてください。一人ひとりが注意して、防火対策にご協力をお願いします。問 警備課 622・6957

ストーブの取扱いにご注意を

ストーブによる火災を防ぐため、次のことに注意しましょう。▼近くに紙や衣類等燃えやすいものを置かない、



～12月は地球温暖化防止月間～

市ではCOOL CHOICE(賢い選択)を推進し地球温暖化を防止するため、冬季は室温を20℃に設定することを推奨しています。皆さんも、重ね着等で暖房を必要最小限にしたり、外出の際は公共交通機関を利用したりするなど、日常のさまざまな場面で「賢い選択」を行い、よりよい環境を守る一歩を進めましょう。問 環境政策課 620・1644

暖房温度は適切に (Illustration of a person adjusting a thermostat)
お湯の無駄を見直そう (Illustration of a person washing clothes)
エコドライブに努めよう (Illustration of a car with 'アイドリングストップ' text)
公共交通機関を使おう (Illustration of a bus)

全国瞬時警報システム(Jアラート)の情報伝達試験の実施

▼近くでスプレー缶等引火の危険性があるものを使用しない、▼カーテン等から離す、▼近くに洗濯物等を干さない、▼給油は火を消してから行う、▼カートリッジタンクのふたは確実に締める、▼火をつけたまま移動させない、問 予防課 622・6950

災害見舞金を支給

対 災害(交通事故含む)発生時に、本市に住民登録があり、災害のため死亡または傷害を受けた人。災害のため現に居住している家屋が、全・半壊(焼)した世帯または床上浸水した世帯。¥

死亡110万円、全壊(焼)115万円、半壊(焼)113万円、床上浸水112万円、治療3か月以上(入院・通院の合計実日数が90日以上)の傷害113万円、**■**住民票(写)、り災証明書、交通事故証明書、医師の診断書、その他必要と認められるもの、**■**申事故発生日または、り災・死亡した日から1年以内、直接、危機管理課窓☎620・1617

**市ブランドメッセージ・ロゴの活用を**

市では、ブランドメッセージ「次なるへ。」とロゴを活用し、市内へのシテイプロモーションに取り組んでいます。名刺やチラシ、各種商品等にぜひ活用ください。なお、営利的の場合は、事前に申請書の提出が必要です。詳細は市HPをご覧ください。**■**まち魅力発信課☎620・1602



**商工・消費生活**

**市内で創業する人を支援**

市では、市内の商工業の振興を図る

ため、創業する人や事業を拡大する人に対して専門家によるアドバイスを行うとともに、①法人設立に要する費用の一部、②改装工事費の一部(上限50万円)・テナント賃借料の一部(上限月5万円)を6か月間(商店街や中心市街地で小売業・飲食店を創業する場合は12か月)補助する制度を設けています。希望者は必ず事前ににご相談ください。そのほか、創業関連融資を受ける場合には、利子または信用保証料の補助制度を利用することができま

**産業振興アクションプラン 推進委員会の市民委員の募集**

**■**営利を目的に、①初めての事業を市内で興す人、②事業を始めて5年未満の個人・法人、または法人化する個人事業主(事業用に初めて取得・賃貸する物件)、**■**備工事着工前(事業着手前)に手続き要、**■**商工労政課☎620・1620

**■**来年4月1日から2年間(平日、年間3〜6回程度開催)、**■**20歳以上の市内在住・在勤・在学者(国または地方公共団体の議員・職員除く)、**■**2人、**■**内同プランの推進や産業振興の審議、**■**日額9千円、**■**備選考あり、**■**12月25日までに、申込書(商工労政課で配付、市HPからダウンロード可)と小論文、本人確認書類を、原則本人が直接、同課窓☎620・1620

**産業情報サイト「あい・きゃっち」のご利用を**

市内の登録事業所(企業やお店)を紹介するサイト「あい・きゃっち」を開発しています。ビジネスやショッピングの情報が満載ですので、ぜひ一度ご覧ください。登録を希望する事業所は、同サイトから申し込んでください。**■**商工労政課☎620・1620

**府総合労働事務所「労働相談」のご利用を**

**■**月〜金曜日、午前9時〜午後5時45分(第1〜3・5木曜日は午後8時まで、祝日の場合は翌日)、**■**所同事務所(大阪市中央区石町二丁目5-3)、**■**労働者が働く上でのさまざまなトラブルに関する相談、**■**備弁護士・社労士による相談は職員による相談のうえ要予約、**■**同事務所☎06・6946・2600(労働相談)、☎06・6946・2601(セフハラ相談)

**大阪労働局総合労働相談ダイヤルのご利用を**

**■**平日、午前9時〜午後5時(火曜日は午後6時まで)、**■**内解雇、労働条件、ハラスメント等の相談、**■**同ダイヤル☎0120・939・009(携帯電話・IP電話等不可)または☎06・7660・0072

**消費生活だより**

困り事は、気軽にご相談ください。

**■**消費生活センター☎624・1999

**消費税率引き上げに便乗したトラブルにご注意!**

**【事例】**市の職員を名乗り、「消費税率引き上げに伴い、高齢者に社会保険料の一部が戻ることになった。口座情報と暗証番号を教えてください」という電話があり、銀行名と口座番号、暗証番号を教えました。



**【回答】**10月1日からの消費税率引き上げに便乗した、言葉巧みな手口の詐欺被害が発生しています。金融機関や行政等が、消費増税を理由に消費者個人に電話をかけることはありません。お金が戻ってくるなどと言われても絶対に信用しないようにしましょう。着信番号通知や留守番電話機能を利用し、知らない電話番号には出ないようにするなど、トラブルを防止しましょう。



## 求人

### 市立小・中学校の講師登録者

【対小・中学校の教諭、養護教諭、栄養教諭または栄養士の免許保有者（取得見込み可）、内市立小・中学校の教員に欠員等が生じた場合、登録者の中から常勤または非常勤で任用、¥（例）常勤講師大卒月給23万9千円（経歴等加算あり）、甲履歴書を直接、教職員課窓口☎620・1823

### 市立小・中学校の看護師

【来年4月1日（水）から、平日、午前8時15分～午後4時15分（曜日・時間相談）、所医療的ケアを要する児童生徒が在籍する市立小・中学校、対看護師（准看護師）資格保有者、甲電話連絡後、履歴書を直接、学校教育推進課☎620・1683

### スクールソーシャルワーカー

【来年4月1日（水）～再来年3月31日（水）

## 頑張る市内企業

紹介編 vol.90

### 社会福祉法人茨木厚生会（畑田町）



### 利用者「しあわせな日常」を

同法人は、昭和57年（1982年）に市内に特別養護老人ホーム聖和荘を開設。以来、利用者「しあわせな日常」を過ごしていただくという理念のもと、ショートステイ・通所介護・訪問介護・小規模多機能ホーム運営などの介護事業や、地域包括支援センター等の運営を行ってきました。また、福利厚生の充実にも力を入れており、なかでも育児休暇の取得を推進し、開設以来多くの職員が取得しています。今では、男性職員の取得も増えてきています。

白川藤一理事長は「職員が働きやすいと感じる職場環境をつくるのが、結果的に利用者の過ごしやすさにも繋がると思います」と話しました。

岡商工労政課☎620・1620

のうち、週4日（1日8時間、曜日は要相談）、所市立小・中学校、対社会福祉士または精神保健福祉士の免許を有し、小・中学校での相談活動等経験がある人、定若干名、内市内小・中学生、保護者の福祉的支援、報酬等詳細はお問い合わせください。甲12月18日までに、学校教育推進課☎620・1683

### 臨時学校調理員

【時教育政策課が指示する日（不定期勤務）、午前8時30分～午後4時30分、所市立小学校、¥時給1070円、甲履歴書を直接、同課☎620・1680



## その他

### 5日から市議会定例会

12月定例会を、12月5日、午前10時から開会します。住所、氏名を記入して傍聴してください。なお、子ども連れでも安心して本会議を傍聴できるように「特別傍聴室」を設置していますので、ご利用ください。また、本会議のインターネット中継も実施しています。日程等詳細は市議会HPをご覧ください。甲協議事課☎620・1671

### 施設利用できません

市の行事等に利用するため、次の日時の施設利用はご遠慮ください。なお、福祉文化会館・クリエイトセン

ターの来年1月抽選分の申込受付は12月20日～28日に行います。【福祉文化会館】文化ホール 再来年1月1日～3日・24日～終日、【クリエイトセンター】センターホール 再来年1月1日～3日・15日～17日・25日・29日～31日～終日、多目的ホール 来年7月4日・8日・12日・17日～19日・22日～午前9時～午後5時、7月25日・26日～終日、【生涯学習センター（火曜日休み）】きらめきホール 来年6月3日・17日・24日～午後6時30分～9時30分、6月4日・18日・25日～午後0時30分～3時・6時30分～9時30分、6月7日～15日～終日、6月21日～午前9時～午後6時、【ローズWAM（火曜日休み）】フムホール 来年7月12日・17日・22日～午後0時30分～6時

### フューチャープラザ・グラウンド ホールの市民先行予約

立命館いばらきフューチャープラザ・グラウンドホールの、再来年1月22日～24日の先行予約を行います。利用予定者は必ず抽選会に出席してください。詳細は市HPをご覧ください。

【抽選会】時12月17日（火）、午前11時から、所同プラザ、定各団体3人まで、備利用予定者のうち希望者にはグラウンドホールの見学会（12月17日、午前10時、同プラザ1階インフォメーション前集合）を実施、イベントホールの予約も可（グラウンドホールの予約日と同

日のみ)、**申**12月1日～10日に、メールまたはファックス(住所・団体名・氏名・電話番号・見学会参加希望の有無・参加人数を記入)で、文化振興課 ☎620・1810、 **Fax**622・7202、  
 ☒ bunkashinkou@city.ibaraki.lg.jp

**21日は住民票・所得証明書等のコンビニ交付が利用できません**

**時**12月21日(土)、**問**市民税課 ☎620・1614

**上中条青少年センターの利用ができません**

**時**12月7日(土)、午前9時～午後6時、**問**同センター ☎622・5180

**文化財資料館2階展示室の閉室**

**時**12月11日(水)～16日(月)、**問**同館 ☎634・3433

**令和2・3年度市・水道部への入札参加資格手続を**

市と水道部が発注する建設工事関係(測量・建設コンサルタント等含む)、物品関係(建設工事を除く委託業務含む)の取り引きを希望する人は、電子申請後、入札参加資格申請書を提出してください。また、すでに登録している市内業者も、更新手続が必要です。  
**備**申請書類は12月16日までに、市HPからダウンロード、登録有効期間は来年4月1日から2年度間、**申**12月2日～16日(消印有効)に、電子申請後、一般書留または簡易書留で、〒567-8505 契約検査課(持参不可)、**問**契約検査課 ☎620・1613、水道部総務課 ☎620・1690

**おおさか結婚縁ジョイパスのご利用を**

**時**発行日から2022年3月末日まで、**対**結婚後1年以内の府在住世帯、1年以内に結婚予定の府在住カップル、**内**パスを協賛店で提示すると、割引・特典等のサービスが受けられる、**備**婚姻届を市民課窓口で提出するとカードを交付、その他申込等詳細は府HP参照、協賛店募集中、**問**同パス事

務局 ☎06・6944・6984  
**政治家の寄附は禁止  
 有権者が求めることも禁止**

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附を求めることも禁止されています。寄附行為には次のようなものが該当します。  
 ▼お歳暮・お年賀、▼秘書等が代理で出席する場合の結婚祝・葬儀の香典、▼葬儀の花輪・供花、▼病氣見舞、▼落成式・開店祝等の花輪、▼入学祝・卒業祝、▼町内会の集会・旅行等の催物への寸志・飲食物等の差入れ、▼地

域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差入れ、▼お祭りへの寄附・差入れ、**備**詳細は総務省HP参照、**問**選挙管理委員会事務局 ☎620・1675

**みしま司法書士土曜無料法律相談**

**時**①12月14日(土)、②来年1月11日(土)、2月8日(土)、午後2時～4時、3時30分まで受付、**所**フリーエイトセンター①303・②203、**定**各当日先着12人、**内**借金問題(債務整理、破産、個人再生)、消費者問題、相続等の不動産登記、会社設立等の商業登記、成年後見等の相談、**問**大阪司法書士会北摂支部 ☎668・4016

**市民モデル募集**



広報いばらきの表紙や特集記事、その他広報物に登場する市民モデルの登録者を募集します。特に20・30代の女性をお待ちしています。申込等詳細は市HP参照(右下図読み取り)。  
**対**市内在住・在勤・在学者、**備**掲載できない場合あり、**申**申込書(まち魅力発信課で配付、市HPからダウンロード可)と登録者の写真(L版)を直接、**問**課窓口 ☎620・1602



市民モデル登壇例

**パブリックコメントを実施**

**市地域防災計画(案)** **因**市の災害予防対策、応急復旧対策の大綱を定める地域防災計画、**備**資料の閲覧 12月16日から、危機管理課・情報ルーム・各図書館、**問**12月16日～来年1月24日(消印有効)に、危機管理課 ☎620・1617、 **Fax**624・9249、☒ kikikanri@city.ibaraki.lg.jp

**都市計画マスタープラン施策中間見直し(案)** **因**市の都市計画に関する基本的な方針に位置づけられた施策の中間見直し、**備**資料の閲覧 都市政策課・情報ルーム・各図書館、**申**12月24日(消印有効)までに、都市政策課 ☎620・1660、 **Fax**620・1730、☒ toshi@city.ibaraki.lg.jp

**【共通事項】** **備**資料は市HPからダウンロード可、提出された意見やこれに対する市の考え方は後日公表(住所、氏名等の個人情報は非公開)、提出意見への個別回答、匿名または電話による意見の受付は行いません。**問**市HPから電子申込、または意見書(様式自由、メールの場合はテキストファイル推奨、どの項目の何についての意見を明確に)を、メール・ファックス・郵送・直接(住所・氏名・連絡先を記入)、〒567-8505 各担当課



# 12月の無料相談

祝日の場合は実施しません。相談内容・ときの項目に電話番号を表示している場合、電話で相談できます。子育てに関する相談は37ページ参照。【年末年始の相談】実施場所の休館・休務日（8ページ参照）と同じ日程で休みます。

| 相談内容                           | とき   | ところ   |
|--------------------------------|--|---|
| 相続、離婚等の法律相談<br>(各日先着16人)       | 毎週月・水・金曜日、<br>13:00～17:00(※)   | 市民生活相談課<br>☎620・1603<br>※前日、8:45から電話で予約(前日が土・日曜日、祝日の場合は、その直前の開庁日) |
| 日曜法律相談<br>(先着7人)               | 22日(日)、9:30～13:00(18日、8:45から電話で予約)   |   |
| 交通事故法律相談<br>(各日先着5人)           | 毎週火曜日、<br>13:00～15:30(※)   |   |
| 国の仕事に関する行政相談<br>(各日先着4人)       | 5日(木)・19日(木)、<br>13:00～15:00(※)  |   |
| 行政書士相談<br>(各種書類の書き方)<br>(先着5人) | 4日(水)、9:30～12:00(※)、<br>相続、遺言、離婚協議書、許可申請等  |   |
| 司法書士相談<br>(各日先着5人)             | 4日(水)=登記、相続、18日(水)・<br>25日(水)=登記、相続、後見人、<br>多重債務等、9:30～12:00<br>(※)                          |   |
| 土地家屋調査士相談<br>(先着5人)            | 18日(水)、9:30～12:00(※)、<br>土地の境界等  |   |
| 宅地建物取引相談<br>(先着5人)             | 宅地建物取引業協会☎691・<br>8600、全日本不動産協会☎<br>06・6155・1717にお問合せ<br>ください。                               |   |
| 公証人相談<br>(先着5人)                | 5日(木)、9:30～12:00(※)  |   |
| 税務相談<br>(先着5人)                 | 12日(木)、13:00～16:00(※)  |   |
| 戸籍相談<br>(先着4人)                 | 19日(木)、14:00～16:00<br>(前日、8:45から電話で予約、<br>市民課☎620・1621)                                      | 消費生活センター<br>☎624・1999   |
| 消費生活相談                         | 毎週月～金曜日、9:00～<br>16:30、14日(出)、9:00～<br>12:00   |   |
| 人権擁護委員による人権相談                  | 12日(木)・26日(木)、<br>13:00～15:00  | 市民生活相談課   |
| ひとり親のための法律相談                   | 24日(水)、13:00～16:00<br>(2日、8:45から電話で予約、<br>こども政策課☎620・1625)                                   | こども政策課<br>☎620・1625   |
| 母子・父子・寡婦<br>家庭相談<br>(離婚前可)     | 毎週月～金曜日、<br>9:00～17:00   |   |
| 聴覚障害者<br>生活相談                  | 毎週月～金曜日、<br>9:00～17:00   | 障害福祉課<br>☎620・1636<br>(FAX)627・1692                               |
| 障害児相談<br>(18歳まで)               | 毎週月～金曜日、9:00～<br>17:00(面談は要予約)   | あけぼの学園<br>☎626・0105   |
| 教育相談<br>(小・中学生)                | 毎週月～金曜日、<br>8:45～17:00(要予約)  | 教育センター<br>☎626・4400   |
| 電話教育相談<br>☎625・7830            | 毎週月～金曜日、<br>8:45～17:00   |   |
| 「いじめ」ホット<br>電話相談               | 毎週月～金曜日、9:00～17:00、<br>☎0120・147970(小・中学生<br>対象)、☎627・5511(保護者<br>対象)、上記以外は☎0120・<br>7285・25 |   |
| 奨学金相談                          | 毎週月～木曜日、<br>10:00～18:00  | 教育委員会分室<br>(予約は上記教育センター)  |
| 発達相談<br>(小・中学生)                | 毎週月～金曜日、<br>8:45～17:00(要予約)  |   |

| 相談内容   | とき   | ところ                             |   |        |
|--|--|---------------------------------|---|--------|
| 女性面接相談   | 毎週月～土曜日(火曜日除<br>く)、10:00～16:00(要予約)              | 男女共生センター<br>ローズWAM<br>☎620・9920 |   |        |
| 女性電話相談<br>☎621・0892  | 毎週月～土曜日(火曜日除<br>く)、10:00～16:00                   |                                 |   |        |
| 男性のための<br>電話相談   | 11日(水)・18日(水)、<br>18:30～21:30                    |                                 |   |        |
| 女性のはたらき方<br>相談   | 13日(金)、9:30～12:30<br>(要予約)                       |                                 |   |        |
| 女性法律相談   | 19日(水)・21日(金)、<br>9:30～12:30<br>(2日、9:00から電話で予約) |                                 |   |        |
| 仕事なんでも相談   | 26日(木)、13:00～16:00                               |                                 |   |        |
| デートDV<br>電話相談<br>☎622・7345   | 毎週土曜日、10:00～17:00                                |                                 |   |        |
| DV相談   | 毎週月～土曜日、<br>9:00～17:00                           |                                 | 配偶者暴力相談<br>支援センター<br>☎622・5757                                  |        |
| 人権相談   | 毎週月～金曜日、<br>9:00～17:00                           |                                 | 人権センター<br>☎622・6613   |        |
| 人権や生活上の<br>さまざまな相談   | 毎週月～土曜日、<br>9:00～17:00                           |                                 | 各いのち・愛・ゆめセンター<br>豊川=☎643・1470<br>沢良宜=☎635・7667<br>総持寺=☎626・5660 |        |
| ①経営相談<br>②創業相談   | ①主に毎週月・火・金曜日、<br>②主に毎週月・金曜日、<br>10:00～17:00(要予約) | 商工労政課<br>☎620・1620              |   |        |
| 仕事なんでも<br>相談   | 毎週火～木曜日、<br>10:00～16:00(予約優先、26<br>日は12:00まで)    | 消防本部<br>☎622・6955               |   |        |
| 防火相談   | 毎日、8:45～17:15                                    |                                 |   |        |
| 福祉まるごと<br>相談会<br><br>電話での相談を<br>希望する場合は<br>お問い合わせく<br>ださい。<br>コミセン=コミュ<br>ニティセンター<br>☎655・2758 | 第2月曜日  | 10:00<br>} 12:00                | 郡山自治会館  |        |
|  | 第4月曜日  |                                 | 太田公民館   |        |
|  | 第2・4火曜日  |                                 | 中条公民館   |        |
|  | 第3火曜日、13:30～15:30                                | 春日丘憩いの家                         | 10:00<br>} 12:00  | 中津コミセン |
|  | 第4火曜日  | 天王公民館                           |   |        |
|  | 第2水曜日  | 庄栄コミセン                          |   |        |
|  | 第1木曜日  | 丘の家愉楽                           | 10:00<br>} 12:00  | 東コミセン  |
|  | 第1・3木曜日  | 耳原公民館、<br>東奈良コミセン               |   |        |
|  | 第2木曜日  | 玉櫛公民館                           |   |        |
|  | 第3木曜日  | 白川公民館                           | 10:00<br>} 12:00  | 白川公民館  |
| 第1・3金曜日  |  |                                 |   |        |